第二十二条第一項中「二週間」を「一週間」に改め、同項第二号中「肥料の」の下に「種類及び」を加える。

第二十二条の二第一項中「のうち、」の下に「その消費者が施用上若しくは保管上の注意を要するため、又は」を加え、「その品質に関する」を「、その」に、「その種類ごとに、次に掲げる事項につき表示の基準となるべき事項」を「次に掲げる事項を内容とする表示の基準」に改め、同項第一号中「主要な成分」を「施用上若しくは保管上の注意事項として表示すべき事項又は主成分」に改め、同条第二項中「となるべき事項」を削る。

第二十二条の三第一項中「農林水産大臣は、」の下に「第二十一条第一項の規定により告示された同項第一号に掲げる事項若しくは」を加え、「いう」を「総称する」に、「同項の」を「第二十一条第一項の規定により告示された同項第二号に掲げる事項若しくは前条第一項の」に改め、同条に次の二項を加える。

3　農林水産大臣は、第一項の指示を受けた者が当該指示に従わなかつた場合において、当該指示に係る表示事項又は遵守事項が、消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして農林水産大臣が定めるものに該当するときは、その者に対し、当該指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4　農林水産大臣は、前項の規定による命令を受けた者（販売業者、都道府県知事の登録した普通肥料若しくはその届出に係る指定混合肥料の生産業者又は特殊肥料の生産業者若しくは輸入業者に限る。）が、当該命令に従わなかつた場合には、その旨を当該肥料の販売若しくは生産の業務を行う事業場の所在地又は輸入の場所を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

第二十五条ただし書中「政令で定める種類の普通肥料の生産業者が当該普通肥料につき公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところにより混入する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　政令で定める種類の普通肥料の生産業者が当該普通肥料につき公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところにより混入する場合

二　第四条第二項第四号に掲げる普通肥料の生産業者が当該普通肥料を生産するに当たつて指定土壌改良資材を混入する場合

第二十六条第一項中「の含有量又はその効果」を「若しくはその含有量、効果、原料又は生産の方法」に改め、同条第二項中「又は効果」を「若しくはその含有量、効果、原料又は生産の方法」に改める。

第二十七条第一項中「生産業者」の下に「又は輸入業者」を加え、「生産する事業場」を「生産又は輸入の業務を行う事業場」に、「生産した」を「生産し、又は輸入した」に、「毎日」を「農林水産省令で定めるところにより」に、「及び数量」を「、数量及び原料その他の農林水産省令で定めるところにより」に改め、同条第二項中「、輸入し」を削り、「その都度」を「農林水産省令で定めるところにより」に改める。

第二十九条第一項及び第三項中「目的を達成するため必要があると認めるときは」を「施行に必要な限度において」に改める。

第三十条第一項及び第三項中「肥料の取締り上必要があると認めるときは」を「この法律の施行に必要な限度において」に改める。

第三十一条第一項中「その登録若しくは仮登録をした普通肥料又はその届出に係る指定配合肥料の」を削り、「ときは」の下に「、次項の場合を除き」を加え、「当該肥料」を「その違反に係る肥料」に、「又はその登録」を「又は当該肥料の登録」に改め、同条第二項中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、「（表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない場合を除く。）」を削り、同条第三項中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、「ときは」の下に「、当該肥料について」を加え、「第一項に規定する」を「その登録若しくは仮登録をした普通肥料又はその届出に係る指定混合肥料の」に改め、「当該肥料に係る」を削り、「当該肥料の」を「その」に改め、同条第七項中「すべて」を「全て」に改める。

第三十二条中「普通肥料」の下に「と同一のもの（名称が異なる場合を含む。）」を加える。

第三十三条の二第一項中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、同条第四項中「備え」の下に「、農林水産省令で定めるところにより」を加え、「、毎日」を削り、「及び数量」を「、数量及び原料その他の農林水産省令で定める事項」に改め、「、その都度」を削り、同条第六項中「第十七条第一項（ただし書」を「第十七条第一項本文（第十二号及び第十三号」に、「第二十一条及び」を「第二十一条第一項、第二十二条の三第一項から第三項まで及び」に、「第二十五条の」を「第二十五条（第二号を除く。）の」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、「、並びに生産業者保証票又は輸入業者保証票にあつては」とあるのは「並びに」と」を削り、「第二十一条中」を「第二十二条の三第三項中」に改める。

第三十三条の三第一項中「肥料の取締り上必要があると認めるときは」を「この法律の施行に必要な限度において」に改める。

第三十三条の四第一項中「二週間」を「一週間」に改める。

第三十三条の五第一項第二号中「準用する第二十一条」を「読み替えて準用する第二十二条の三第三項」に改め、同項第五号中「目的を達成するため必要があると認めて」を「施行に必要な限度において」に改め、同項第六号中「肥料の取締り上必要があると認めて」を「この法律の施行に必要な限度において」に改め、同条第三項中「普通肥料」の下に「と同一のもの（名称が異なる場合を含む。）」を加え、同条第四項中「第三十四条第二項」の下に「及び第三項」を「、対する処分」の下に「又はその不作為」を加える。

第三十五条の三第一号中「及び第二項」を「及び第三項」に改め、同条第三号イ中「若しくは同項の規定に基づく命令又は第二十一条」を削る。

第三十七条第一号中「第十六条の二、第二十二条、第二十三条又は第三十三条の四第一項若しくは第二項」を「第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十二条第一項又は第三十三条の四第一項」に、「せず」を「しないで事業を開始し」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第十六条の二第三項、第二十二条第二項、第二十三条又は第三十三条の四第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十八条第一号中「、第二項若しくは第四項」を「又は第二項」に改め、「、若しくは第十五条第一項の規定による届出をせず」を削り、同条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　第十三条第四項の規定による届出若しくは申請をしないで名称を変更し、又は虚偽の届出をした者

三　第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十九条第三号中「第二十一条」を「第二十二条の三第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第八条第一項ただし書、第三十二条並びに第三十三条の五第三項及び第四項の改正規定並びに附則第三条、第四条第二項から第五項まで、第七条及び第九条の規定　公布の日

二　第二条、第三条、第四条第一項第三号、第六条第一項及び第七条第一項ただし書の改正規定、第十七条第一項第三号の改正規定（「主要な成分」を「主成分」に改める部分に限る。）、第二十一条（見出しを含む。）の改正規定（「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める部分を除く。）、第二十二条の二、第二十二条の三、第二十六条及び第二十七条の改正規定、第三十一条第二項の改正規定（「（表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない場合を除く。）」を削る部分に限る。）、第三十三条の二第四項の改正規定、同条第六項の改正規定（「第二十一条及び」を「第二十一条第一項、第二十二条の三第一項から第三項まで及び」に、「第二十一条中」を「第二十二条の三第三項中」に改める部分に限る。）並びに第三十三条の五第一項第二号、第三十五条の三第三号イ及び第三十九条第三号の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定並びに附則第十一条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）の項第三号イの改正規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日